

**別表第二 4 大住台地区地区整備計画区域**

伊勢原都市計画大住台地区地区計画

平成2年9月1日都市計画決定 市告示第48号

位置面積 大住台一丁目、大住台二丁目、大住台三丁目（比々多第一特定土地区画整理事業施行区域）約21.1ha

計画地区の区分	ア 建築等をしてはならない建築物	イ 建築物の容積率の最高限度	ウ 建築物の建蔽率の最高限度	エ 建築物の敷地面積の最低限度	オ 壁面の位置の制限(外壁等から道路又は隣地境界線までの距離の最低限度)		カ 建築物の高さの最高限度	キ 垣又は柵の構造の制限
					(ア)	(イ)		
一般住宅A地区				150平方メートル	外壁等から道路境界線までの距離 外壁等から隣地境界線までの距離	1.8メートル 1.0メートル	10メートル	
一般住宅B地区	次の各号に掲げる建築物 (1) スケート場、ボーリング場又は水泳場 (2) 政令第130条の9第1項の表の(2)又は(3)に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの(以下「危険物施設」という。) (3) 法別表第2(に)項第2号に掲げる工場 (4) 自動車教習所又は畜舎 (5) ホテル又は旅館 (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの							
沿道業務地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 自動車教習所又は畜舎 (2) ホテル又は旅館 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの							
一般業務地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 一般住宅B地区の項に掲げるもの (2) 病院又は診療所 (3) 大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校 (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 公衆浴場 (6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの			2000平方メートル			10メートルただし、外壁等から道路境界線までの距離を2.4メートル以上かつ隣地境界線までの距離を1.8メートル以上とする場合に限り18メートルとする。	
共同住宅地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 病院 (2) 危険物施設 (3) 大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校 (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 公衆浴場 (6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの							
センター地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 危険物施設 (2) 大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校 (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 公衆浴場 (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの			150平方メートル			10メートル	

この表のオ欄における壁面の位置の制限は、次の各号に掲げる建築物には適用しない。ただし、この場合において道路境界線からの距離の最低限度は1メートルとする。

- (1) 自動車車庫で軒高2.3メートル以下のもの
- (2) 軒高2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以下の物置その他これに類する用途に供するもの